

景観法に基づく公共事業に係る通知について

福島市都市計画課

1 景観計画区域（通知が必要な区域）

市全域（ただし、自然公園法、文化財保護法、福島県立自然公園条例、福島県文化財保護条例、福島市文化財保護条例に基づく景観条例に掲げる許可又は届出等が必要となる行為は届出の対象外）

2 通知対象行為

（１）法第16条第1項第1号関係

行為の種類	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもの

（２）法第16条第1項第2号関係

行為の種類	規模	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	イ 擁壁、垣（生垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもの	高さ5mを超えるもの
	ロ 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、木柱その他これらに類するもの（トに掲げるものを除く。）	高さ10mを超えるもの
	ハ 煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	ニ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
	ホ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	
	ヘ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さ20mを超えるもの
	ト 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	
	チ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵又は処理の用に供する施設	高さ10mを超えるもの又は築造面積1,000㎡を超えるもの
リ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設		
ヌ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設		
ル 高架道路、歩道橋その他これらに類するもの		
ロ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設		
ワ 自動車の駐車のために供する立体的な施設	パネル面積の合計1,000㎡を超えるもの	
カ 太陽光パネル （土地に自立して設置するものに限る。）		

（３）法第16条第1項第3号関係

行為の種類	規模
開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。）	面積10,000㎡を超えるもの

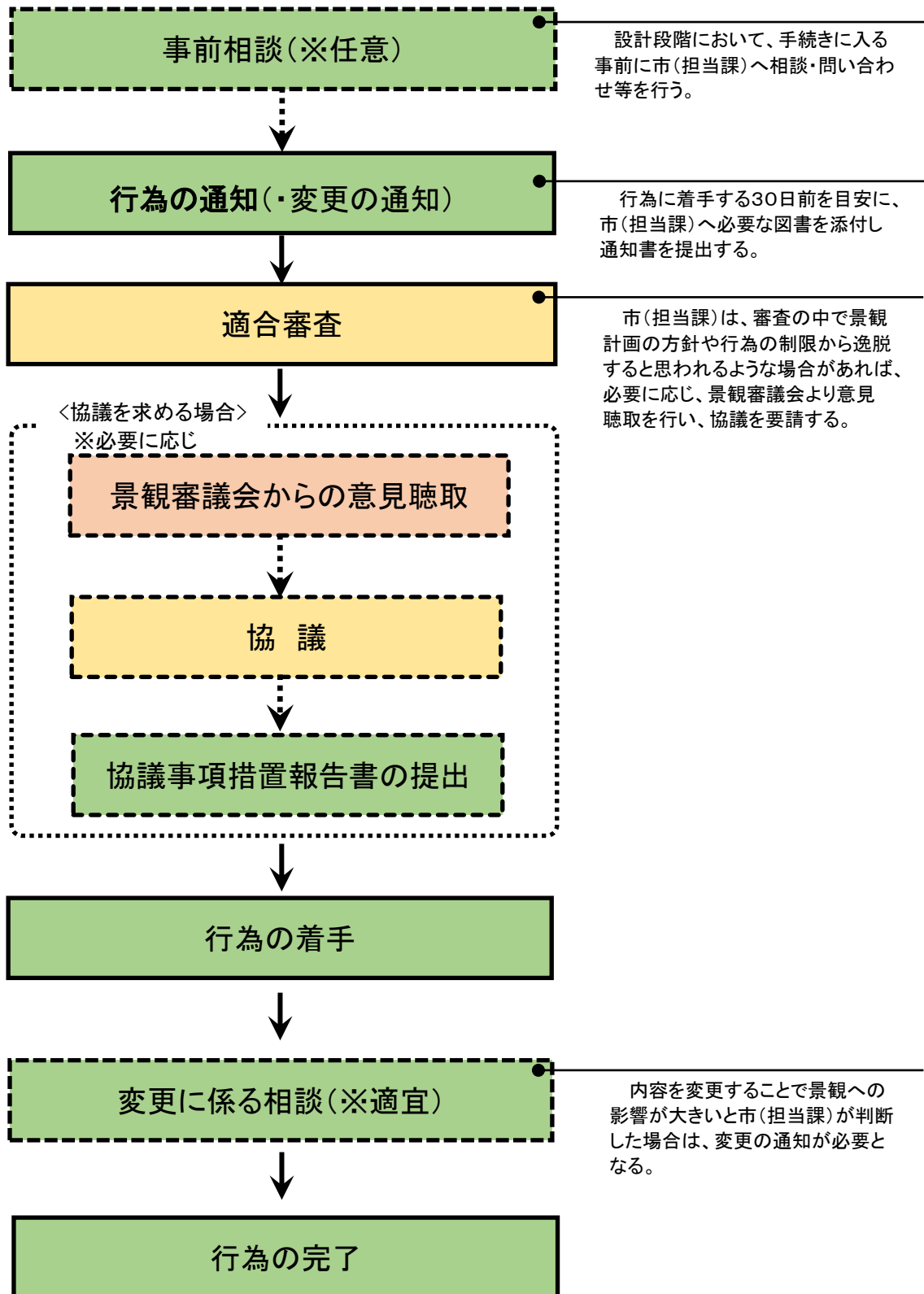
（４）法第16条第1項第4号関係

行為の種類	規模
土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積10,000㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ3mを超えるもの又は堆積の用に供される土地の面積500㎡を超えるもの

3 手続きのフロー

凡例

- : 国の機関等が行う内容
- : 市(担当課)が行う内容
- : 第三者機関に関わる内容



【事務担当】

福島市都市政策部都市計画課景観係 ☎024-535-1111 (代表) 内線 4317・4318

景観計画区域における行為の（変更）通知書

第 号
年 月 日

福島市長

通知者名 ○○○○事務所長
○○○市△△部長 等

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

行為の種類	事業名	行為の場所	着手予定月	完了予定月	行為の概要	景観検討
(例) ①	(例) ○○建築本体工事	(例) 福島市○○字 ○○地内	(例) 令和元年 7月	(例) 令和2年 3月	(例) 建築面積A=1,200㎡ 高さH=15m	(例) ④

【記入上の注意】

- 「行為の種類」には、実施する行為を下記より選択して番号を記載して下さい。
※『【参考】公共事業等に係る通知の対象となる行為のイメージ』を参考に選択して下さい。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ③ 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）
- ④ 土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ※略称は「土地の形質変更」という。
- ⑤ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ※略称は「物件の堆積」という。

- 「事業名」には、当該行為を行う工事名称等を記載して下さい。
- 「行為の場所」には、行為の箇所を記載して下さい。
- 「着手予定月」には、工事に着手する予定の年月を記載して下さい。
- 「完了予定月」には、工事が完了する予定の年月を記載して下さい。
- 「行為の概要」には、高さ、面積等を記載して下さい。
- 「景観検討」には、景観検討を行った場合は、根拠を下記より選択して記載して下さい。
 - ① 法令に基づく景観検討（法又は条例に基づく環境影響評価、土地改良法に基づく環境配慮計画）
 - ② 国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）
 - ③ 学識経験者、景観アドバイザー等の専門家によるアドバイス
 - ④ 要綱等（福島県農村整備環境技術検討会設置要綱、福島県土木部景観審査要綱等）
 - ⑤ 事業主体による独自の検討
 - ⑥ その他（)
- 添付図書は以下のものを添付して下さい。（変更の場合は、当該図面のうち必要なもの）
 - ① 位置図
 - ② 本要領第3条第1項に定める図書（事業主体により景観検討がされている場合は省略可能）
 - ③ 景観検討した資料（②の資料を省略した場合のみ）

別表第3（第3条関係）

行為の種類	図面等の種類	明示すべき事項	備考
建築物及び工作物	付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 周辺道路 目標となる地物 行為の場所 <p style="text-align: right;">縮尺 1/2, 500 以上</p>	
	配置図	<ul style="list-style-type: none"> 方位及び縮尺 敷地内の通知に係る建築物等及び既存建築物等の位置 建築面積又は築造面積（面積表） 樹木、張り芝等の位置 屋外に設置する設備及び外構施設の位置 広告塔又は広告板の位置 現況写真の撮影の位置及び方向 <p style="text-align: right;">縮尺 1/100 以上</p>	
	各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位、縮尺及び寸法 <p style="text-align: right;">縮尺 1/50 以上</p>	
	立面図（4面以上）	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、寸法及び見付面積 外壁及び屋根の材料及び色彩（色彩はマンセル値で示す。） 各色彩を使用する面積及び見付面積に対する割合 広告塔又は広告板の位置及び形状 	移転、外観の模様替、色彩の変更の場合は、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	<ul style="list-style-type: none"> 行為の場所及び付近の現況（遠景、近景から撮影） 	カラー写真とする。
開発行為及び土地の形質変更	付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 周辺道路 目標となる地物 行為の場所 <p style="text-align: right;">縮尺 1/2, 500 以上</p>	
	現況図	<ul style="list-style-type: none"> 方位及び縮尺 行為の場所及び付近の土地利用の現況 現況写真の撮影の位置及び方向 <p style="text-align: right;">縮尺 1/100 以上</p>	
	計画図	<ul style="list-style-type: none"> 方位及び縮尺 行為後の法面及び擁壁その他の構造物の位置 行為後の土地利用及び緑化の方法 	
	計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> 行為前後における地盤面及び擁壁その他の構造物の位置 	
	現況写真	<ul style="list-style-type: none"> 行為の場所及び付近の現況（遠景、近景から撮影） 	カラー写真とする。
物件の堆積	付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 周辺道路 目標となる地物 行為の場所 <p style="text-align: right;">縮尺 1/2, 500 以上</p>	
	配置図	<ul style="list-style-type: none"> 方位及び縮尺 集積又は貯蔵の位置 遮へい物の位置 写真の撮影の位置及び方向 <p style="text-align: right;">縮尺 1/100 以上</p>	
	立面図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺及び寸法 集積又は貯蔵された物品の形状 遮へい物の種類、形状及び色彩 <p style="text-align: right;">縮尺 1/50 以上</p>	集積、貯蔵された物品と遮へい物の位置関係を明示すること。
	現況写真	<ul style="list-style-type: none"> 行為の場所及び付近の現況（遠景、近景から撮影） 	カラー写真とする。

備考

「見付面積」とは、建築基準法上の張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。